

| | 御意見の概要（日本損害保険代理業協会） | 御意見に対する当委員会の考え方 |
|---|---|---|
| 1 | <p>郵便局の活用のあり方について</p> <p>「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」において、「郵便局の活用のあり方」については、「郵便局会社においては、販売する金融商品の選択を含め、私的自治の原則の下で経済合理性に基づく経営判断によって郵便局を運営し、健全経営を確立することが求められる。」という内容となっており、誤解を与えかねない表現となっている。郵政民営化法第92条には「同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。」と同種の業務を営む事業者への配慮義務が定められている。この配慮義務があることにより、単なる私的自治の原則下における経済合理性に基づく判断によるだけでは不十分であることは、明白である。すなわち、郵便局株式会社は、民営化時に事実上の「国営会社」（日本郵政株式会社は政府が全額株式保有、郵便局株式会社は日本郵政株式会社が全額株式保有）であり、「民業圧迫」に関して、特に慎重な姿勢が求められることから、本条が定められものと考えられる。ついては、郵政民営化委員会におかれては、以下のことを明確にさせていただくよう切望する。①郵便局株式会社の運営にあたっては、私的自治の原則下における経済合理性に基づく判断によるだけでなく、郵政民営化法第92条の遵守、すなわち「同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮」しているかどうかの判断によることが必須である。②郵政民営化委員会は郵政民営化法第92条の遵守状況を十分に監視する。また、具体的にどのような方法で監視していくのかを公表する。</p> | <p>○同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮するという郵政民営化法第92条を遵守することは当然であると考えます。</p> <p>○また、郵政民営化法第93条においては、そうした業務の開始にあたって総務大臣に届け出た内容及び同法第92条に関して総務大臣が郵便局会社に対して行った監督上必要な命令については、郵政民営化委員会に通知される規定となっております。</p> |